

青森市ふるさと納税プロモーション戦略策定業務公募型プロポーザル応募要領

1 業務概要

(1) 業務名称

青森市ふるさと納税プロモーション戦略策定業務

(2) 目的

本市が行うふるさと納税業務のうち、寄附に係る各種分析からマーケティング、プロモーション戦略の策定において、その業務を委託することにより、寄附者への訴求力を高めることや寄附金額の増強に向けた施策の策定を行い、本市ふるさと納税の推進に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「青森市ふるさと納税プロモーション戦略策定業務仕様書」参照

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 業務に係る提案上限額

7,497,765円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであるが、提案上限額を超えた場合は受託候補者として選定しない。

(6) 問合せ及び書類提出先

青森市市民部市民協働推進課ふるさと応援チーム

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市駅前庁舎4階

TEL: 017-734-2324 MAIL: shiminkyoudou@city.aomori.aomori.jp

※問合せ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込みの日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(3) 参加申込書の提出期限から受託者確定日までの間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。

- (4) 電子交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

3 主なスケジュール

	内容	日程
(1)	公募の公告	令和8年4月22日（水）市ホームページ及び掲示板において公告
(2)	質問の受付	令和8年4月22日（水）から令和8年5月8日（金）午後5時00分まで
(3)	参加申込書の提出期限	令和8年5月8日（金）午後5時00分まで
(4)	質問に対する回答	令和8年5月14日（木）
(5)	企画提案書等の提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時00分まで
(6)	プレゼンテーション、審査	令和8年6月上旬（6月9日（火）予定）
(7)	選定結果通知	令和8年6月下旬
(8)	契約締結	令和8年6月下旬

4 仕様書等の配付について

市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004700/1010485.html

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
質問書（様式1）により提出すること。
- (2) 提出期限
令和8年5月8日（金）午後5時00分まで（必着）
- (3) 提出方法及び提出先
青森市市民部市民協働推進課の電子メールアドレス宛に電子メールにて提出すること。
なお、電子メール以外の方法で提出された質問には回答しない。
- (4) 回答の公表
質問に対する回答は、令和8年5月14日（木）までに参加申込者全員に対して、質問

提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したもののについては、質問者のみへ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 公募型プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| ①公募型プロポーザル参加申込書（様式2） | 1部 |
| ②パンフレット等会社の概要がわかる資料 | 1部 |
| ③誓約書（様式3） | 1部 |
| ④税情報確認同意書（様式4） | 1部 |
| ⑤法人税、消費税及び地方消費税について
未納の税額がないことの証明書 | 各1部 |
- ・発行日から3か月以内であること
 - ・青森市における市税の証明書については、④を提出することで省略可とする。

(2) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出先

1の（6）の「問合せ及び書類提出先」

(4) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類・必要部数

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ①企画提案書提出届（様式5） | 原本1部 |
| ②企画提案書 | 原本1部、副本14部、合計15部
（下記のア～エ全て） |

ア 企画提案書表紙及び目次（任意様式）

イ 類似業務実績調書（様式6）

ウ 企画提案内容書（任意様式）

エ 見積書（任意様式）

(2) 企画提案書作成の留意事項

- ・1業者につき1提案までとする。企画提案書の用紙サイズは、基本的にA4（必要に応じてA3の折込みも可能）とする。また、表紙及び目次を除き、頁番号を紙面下に付すこと。
- ・企画提案書に記載する表現は、専門知識を有しない者でも理解できるように、専門用語

は極力使用せずによりわかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈を付けること。

・企画提案書の副本には、社名、代表者名、ロゴなど、事業者名等の企画提案者を連想させる事項は明記しない（黒塗り又は削除する）こと。

・企画提案は、別紙1の仕様書及び別紙2の選定基準を踏まえ、企画提案内容書には次の内容について必ず記載すること。

i 実施体制

a. 業務実績

過去3年以内（令和5年4月1日～令和8年3月31日）の国又は地方公共団体との間で契約・履行した実績について記載すること。

b. 業務体制

本業務の実施に当たっての取組体制（責任者、配置体制）、業務フロー（業務全体の流れについてフロー図等を用いて説明）、業務実施のスケジュール等の全体計画を示すこと。

c. リスク管理能力

本業務の履行場所や業務上のセキュリティ対策等について記載すること。

ii 企画提案

iii 価格

業務内容別に可能な限り詳細に記載した内訳書を提出すること。

内訳書の様式は任意様式とする。

(3) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1の(6)の「問合せ及び書類提出先」

(5) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

8 公募型プロポーザル参加辞退

(1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式2）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式7）を提出しなければならない。

(2) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出先

1の(6)の「問合せ及び書類提出先」

(4) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

(5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

9 受託候補者の選定

(1) 選定方法

青森市職員で構成する「青森市ふるさと納税プロモーション戦略策定業務公募型プロポーザル審査委員会」がプレゼンテーション審査を行い、合計得点の最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、プロポーザル参加者が1者のみとなった場合も審査を実施し、最低基準点を上回った場合、当該参加事業者を受託候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結するための協議を行う。

(2) 選定基準、最低基準点

選定基準は、別紙2「選定基準」のとおりとする。

また、受託候補者への業務委託が効果的なものとなるか否かを判断するため、最低基準点（6割）を設ける。得点が最低基準点を下回った場合、受託候補者として選定しない。

(3) プレゼンテーション審査

審査委員会に対し提案内容に係るプレゼンテーションを行い、ヒアリングを経た上で企画提案書の内容と合わせて総合的に評価する。

- ① 実施予定日 令和8年6月9日（火）
- ② 実施場所 青森市役所柳川庁舎（青森市柳川2丁目1-1）
2階 大会議室
- ③ 時間 1事業者あたり30分程度（説明20分以内、質疑10分程度）
- ④ 機器の準備 プロジェクター、スクリーンは委託者が準備する。
パソコン等その他プレゼンテーションに必要な機材については、参加者が用意すること。
- ⑤ 留意事項
 - ・プレゼンテーション審査の日時、場所、留意事項などは改めて別途通知する。
 - ・プレゼンテーション審査当日の追加資料については受理しない。
 - ・プレゼンテーションでは企画提案書等に記載された事項についての説明および質疑応答を行う。
 - ・当日の説明においては、事業者名等の企画提案者を連想させるような説明内容としないこと。
 - ・参加者の責によりプレゼンテーション審査に参加できなかった場合、評価は行わない。
 - ・提出した提案書等の内容と著しく異なるプレゼンテーションについては評価の対象としない。
 - ・指定した時刻に遅れた場合は、失格となる場合がある。

(4) 選定結果

選定の結果は、令和8年6月下旬までに、参加者全員に対し、自己の結果のみを電子メール及び文書にてそれぞれ通知する。

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 別紙1「青森市ふるさと納税プロモーション戦略策定業務仕様書」の内容と合致していない場合
- (3) 見積額が1の(5)の「業務に係る提案上限額」を上回る場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 応募要領で示された、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 契約

(1) 契約方法

受託候補者と企画提案書等について協議のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって契約を締結するものとする。なお、協議において契約内容を一部変更することができる。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、次点者を受託候補者として協議を行うものとする。

(2) 契約内容

契約は委託契約とし、詳細は、提案内容をもとに受託候補者と協議し締結する。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (4) 本プロポーザルの内容に係る情報の公開が求められた場合は、「青森市情報公開条例」に基づき処理を行う。ただし、公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては非公開とする。
- (5) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (6) 提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。